国家資格等オンライン・デジタル化の開始について

デジタル庁
Digital Agency

各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化がはじまりました。

オンラインで申請できる

マイナポータルより、資格の新規取得・住所又は氏名等変更の申請ができる

添付書類は省略

住民票や戸籍に関する書類はマイナンバーを活用して連携

オンライン決済に対応

申請に必要な支払いは、お知らせを受け取ってオンラインで決済

登録情報をいつでも確認

確認したい時に、すぐに閲覧できる

デジタル資格者証を利用できる

デジタル資格者証※のデータを提供可能
※ 資格を保有していることの確認ができる電子データ

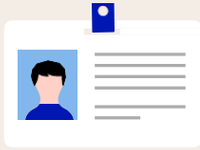

デジタル庁

令和６年度より、それぞれの国家資格で順次サービスを開始しています（実際の取扱いは資格により異なります）。

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や婚姻・引越しの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

国家資格等のオンライン・デジタル化　令和８年度以降の対応スケジュール

資格毎に必要な調整を進めており、準備の整った資格より順次オンライン・デジタル化を開始予定

-開始済み-

令和６年８月～令和８年３月

21資格

- 介護福祉士
- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 公認心理師
- 社会保険労務士
- 保険医
- 保険薬剤師
- 税理士
- 建築基準適合判定資格者
- 構造計算適合判定資格者
- 建築物環境衛生管理技術者
- 労働安全衛生法に基づく免許※1
- 行政書士
- 司法試験
- 司法試験予備試験
- 海技士※1
- 小型船舶操縦士
- キャリアコンサルタント
- 給水装置工事主任技術者
- 技能講習※1
- 技能士※1 ※2 ※3

-開始予定-

令和８年４月～令和９年３月

28資格

- 医師　歯科医師
- 医師少数区域経験認定医師
- 医師臨床研修修了者
- 歯科医師臨床研修修了者
- 薬剤師　保健師
- 助産師　看護師
- 准看護師※3
- 介護支援専門員※3
- 歯科技工士　歯科衛生士
- はり師　きゅう師
- 管理栄養士
- 精神保健指定医
- あん摩マッサージ指圧師
- 柔道整復師
- 言語聴覚士
- 救急救命士
- 理容師
- 美容師
- 教員※3
- 中小企業診断士
- 情報処理安全確保支援士
- 建築設備等検査員
- 建築物調査員

令和９年４月以降

81資格※4

- 一級建築士
- 公認会計士
- 会計士補
- 外国公認会計士
- 特定社員
- 保育士

ほか

準備の整った資格より順次
オンライン・デジタル化を開始
（資格毎に調整中）

※1　証明する専門的知識や技能が異なる複数の免許区分を有する資格・免許等
※2　一部の試験区分よりオンライン・デジタル化を開始する資格・免許等
※3　一部の都道府県よりオンライン・デジタル化を開始する資格・免許等
※4　理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、地域限定保育士、栄養士※3、調理師※3、専門調理師、登録販売者※3、全国通訳案内士※3、地域通訳案内士※3、製菓衛生師※3、クリーニング師※3、受胎調節実地指導員、一級建築士、二級建築士※3、木造建築士※3、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、職業訓練指導員、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、社会保険労務士（紛争解決手続代理業務試験）、年金数理人、難病指定医（協力難病指定医）※3、小児慢性特定疾病指定医※3、公認会計士、外国公認会計士、会計士補、特定社員、危険物取扱者※3、消防設備士※3、無線従事者※1、船舶局無線従事者証明、電気通信主任技術者※1、工事担任者※1、司法書士、土地家屋調査士、通関士、教員（特区市町村）、技術士、技術士補、麻酔科標榜医、獣医師、火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、ガス主任技術者、電気工事士、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、主任技術者（電気事業法）、液化石油ガス設備士、計量士※3、弁理士、海事補佐人、安全統括管理者（海上運送法）、運航管理者（海上運送法）、宅地建物取引士、耐空検査員、航空従事者、操縦技能審査員、運航管理者（航空法）、無人航空機操縦士、管理業務主任者、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、愛玩動物看護師の計81資格。

国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット

・本システムの利用により、資格保有者（国民）、資格管理者双方が多くのメリットを享受することができる。

資格保有者（国民）

各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況の確認（審査中、審査済など）が可能。また、マイナポータルからのお知らせも確認可能

資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引っ越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）

※資格ごとに取扱は異なる

資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

資格管理者

申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

審査

- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能となる
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿管理

- 国家資格システムを通じて、住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携を実現、最新の本人確認情報及び戸籍情報の確認が可能となる
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

デジタル資格者証

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。
デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。
なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	**資格名称**	○○資格証	–
②	**氏名**	苗字　氏名	–
③	**生年月日**	yyyy/mm/dd	–
④	**登録番号**	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	**発行日/登録日/交付日**	yyyy/mm/dd	–
⑥	**QRコード**	–	検証用
⑦	**交付機関/者名**	–	1点のみ記載
⑧	**本人写真**	–	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	**その他項目**	–	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

【デジタル資格者証イメージ】

※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます（そのため、旧姓”表記”には対応いたしません）。また、出力項目は各資格管理団体にて設定いただくことになります。（資格者本人の希望に沿って可変とはできません）

デジタル資格者証の活用方法

デジタル資格者証は二次元コードを読み込むことで有効性を確認できます。
紙の提出が必要な場合は印刷して送付も可能です。

1. 対面でデジタル資格者証を提示

（目視確認もスマホ読み取りも確認可能）

2. メールで資格者証データを添付し送付

3. 印刷した資格者証を対面で提出

4. 印刷した資格者証を郵送で提出

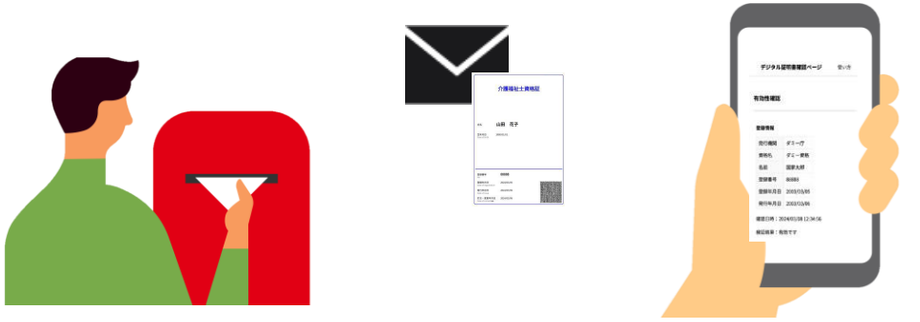

【参考】デジタル資格者証の検証の流れ

資格保有者

1. デジタル資格者証の提示

①二次元コードを提示

二次元コードを検証者へ提示

提出を受けた側(検証者)

2. 検証の実施

①二次元コードの読取

スマートフォンのカメラ等で読取

2.検証の実施

②検証開始

「検証実施」を押下

3.検証結果の確認

①検証結果の確認

有効性を確認

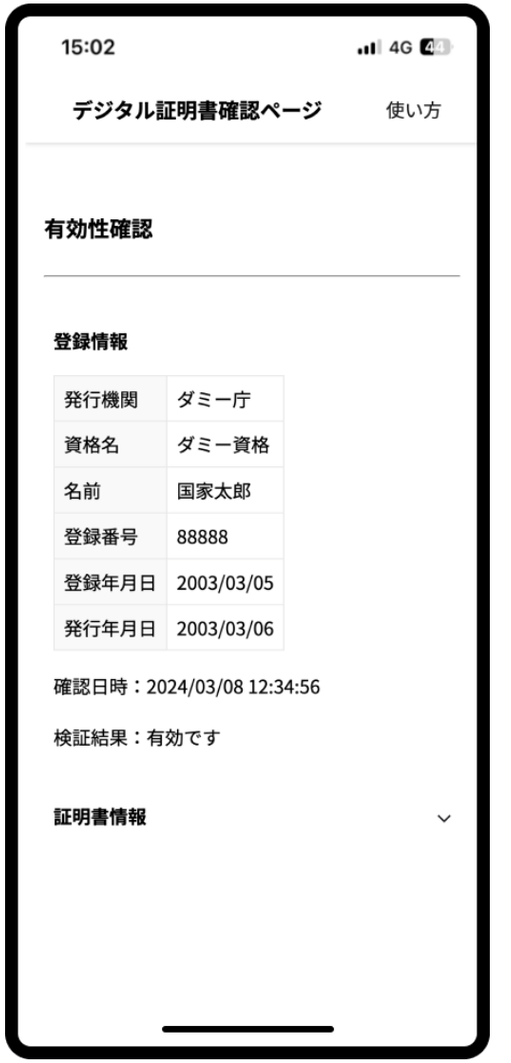

＜二次元コードに含まれる情報＞

https ://dqcvs.nqs.go.jp/w/?c=XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

デジタル証明書確認ページのURL　登録情報（署名済み）をBase64エンコードした値

↓登録情報（署名済み）はCOSE形式で次の2つから成る
① 資格保有者の登録情報やデジタル資格者証の識別情報
② 登録情報に対する署名値

※ COSE形式: CBORを用いた署名付きデータのデータフォーマット
※ CBOR: 構造化されたデータを記述するためバイナリ形式のデータフォーマット

＜検証の流れ＞

- 検証の際は、二次元コード読取先のURLのドメインが「**dqcvs.nqs.go.jp**」であることを確認
- ②を用いて検証することで、①の真正性を確認（※）
- ①の登録情報を表示
- 検証者は表示された検証結果のステータスを確認する
  ・有効な場合：「有効です」
  ・有効でない場合：「無効です」と表記の上、（）内に検証結果が無効となった理由を表示

※検証時の処理
- ✓ ①が改竄されていないことの確認
- ✓ ①の有効性(取消・一時停止・削除されていないか)を国家資格等情報連携・活用システムに照会
- ✓ 署名付与に使用した証明書が失効していないことを認証局に照会

【参考・将来イメージ】　各種証明書をスマホにデジタル証明書として搭載

○マイナンバーカードをスマホ搭載するための法律が先の国会で成立※1
PDFではなく、国際標準に基づくマシンリーダブルな証明書（mdoc方式）を搭載し、ウォレットアプリで利用できるようにしていく（令和７年６月、iPhoneから実現）

○同様に、運転免許証をはじめ、各種の証明書のスマホ搭載についても、検討・実施していく予定※2

※１ 属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）のスマホ搭載について、必要な番号法改正法案が成立。

※２ マイナンバーカードの４情報等のスマホ搭載のシステムは、各種証明書のスマホ搭載の国際標準（mdoc方式）に基づき、他の各種証明書も利用できる汎用的なシステムとして構築する。
これにより、今後、運転免許証をはじめ、各種証明書のスマホ搭載も、円滑に実現が可能に。
（各種証明書毎に、制度・システム上の所要の措置を講じることは必要）

＜これまで＞

物理カードでID提示

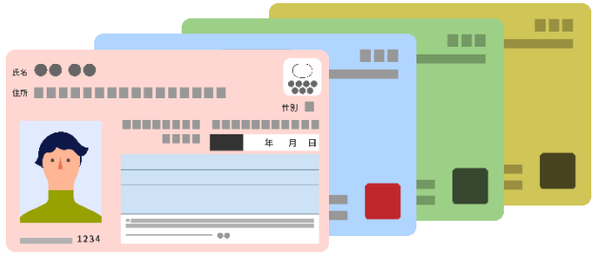

＜これから＞

スマホのウォレットアプリでID表示・提供

参考資料

国家資格オンライン・デジタル化のシステム構成図

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

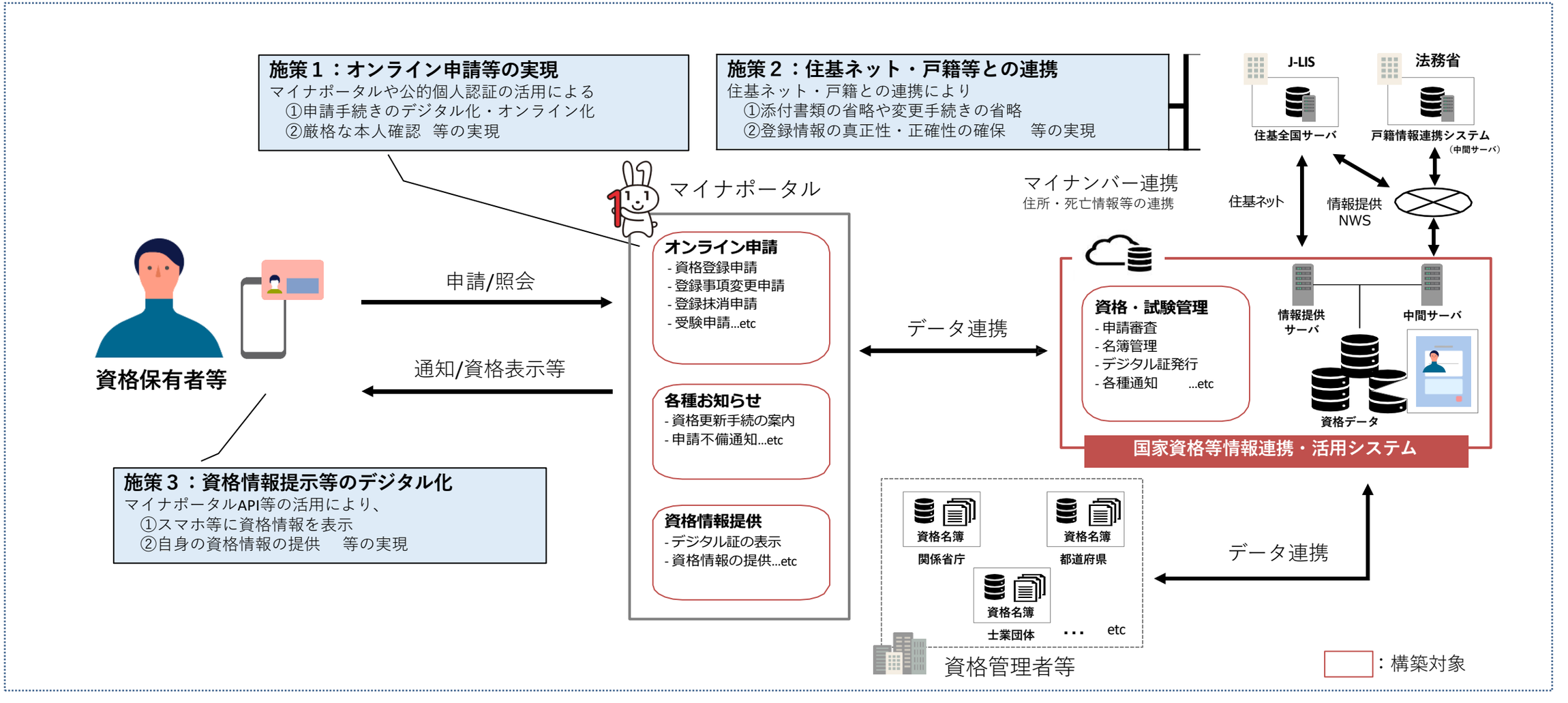

国家資格等のデジタル化に向けた実現スケジュール（これまで）

- **社会保障等に係る34の国家資格等については、**「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和５年６月９日閣議決定）」に基づき、**令和５年度までに資格管理者等が共同利用できるシステムの開発・構築を行い、令和６年度に可能なものからマイナンバーを利用した手続のデジタル化を開始した。**
- **令和６年度においては、システム運用を開始するほか、**令和５年６月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）」に基づき、**社会保障等以外の分野を含めた48の国家資格等に係るシステム改修等の整備を実施した。**
- **令和７年度においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和６年６月21日閣議決定)」に基づき、社会保障等以外の分野を含めた44の国家資格等に係るシステム改修等の整備を実施した。**

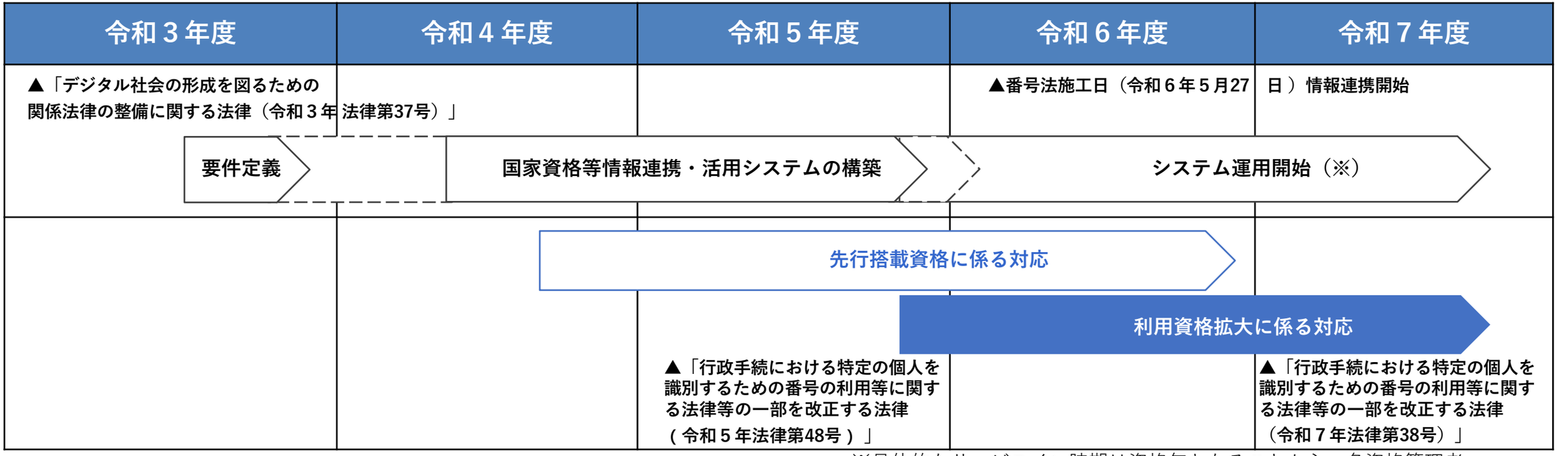

※具体的なサービスイン時期は資格毎となることから、各資格管理者（関係省庁、都道府県、士業団体ほか）と調整を図っている。

国家資格の事務手続における個人番号の利用及び情報連携（先行34資格）

- 税・社会保障等に係る以下の３４資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和６年度からの順次サービス開始する。

①	医師（医師臨床研修修了者）	⑫	言語聴覚士	㉓	介護福祉士
②	歯科医師（歯科医師臨床研修修了者）	⑬	臨床検査技師	㉔	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉕	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉖	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉗	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉘	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉙	保育士
⑧	理学療法士	⑲	はり師	㉚	介護支援専門員
⑨	作業療法士	⑳	きゅう師	㉛	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉑	柔道整復師	㉜	税理士
⑪	義肢装具士	㉒	救急救命士		

国家資格のデジタル化に関する取組状況①

・令和５年の番号法等改正を実施した国家資格は４８資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始している。

【こども家庭庁】
- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】
- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係
- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係
- 自動車整備士

海事関係
- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係
- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係
- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係
- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線 作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

国家資格のデジタル化に関する取組状況②

・令和７年の番号法等改正を実施した国家資格は４４資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

【金融庁】
- 公認会計士
- 外国公認会計士
- 会計士補

【総務省（消防庁）】
- 危険物取扱者
- 消防設備士
- 無線従事者
- 船舶局無線従事者証明
- 電気通信主任技術者
- 工事担任者

【法務省】
- 司法書士
- 土地家屋調査士

【財務省】
- 通関士

【文部科学省】
- 教員（特区市町村）
- 技術士
- 技術士補

【厚生労働省】
- 麻酔科標榜医

【農林水産省】
- 獣医師

【経済産業省（特許庁、中小企業庁）】
- 火薬類製造保安責任者
- 火薬類取扱保安責任者
- 高圧ガス製造保安責任者
- 高圧ガス販売主任者
- ガス主任技術者
- 電気工事士
- 特種電気工事資格者
- 認定電気工事従事者
- 中小企業診断士
- 主任技術者（電気事業法）
- 液化石油ガス設備士
- 計量士
- 弁理士

【国土交通省】
- 海事補佐人
- 安全統括管理者（海上運送法）
- 運航管理者（海上運送法）
- 宅地建物取引士
- 耐空検査員
- 航空従事者
- 操縦技能審査員
- 運航管理者（航空法）
- 無人航空機操縦士
- 管理業務主任者

【環境省（原子力規制委員会）】
- 核燃料取扱主任者
- 原子炉主任技術者
- 放射線取扱主任者

【農林水産省・環境省】
- 愛玩動物看護師

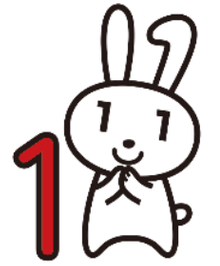

デジタル庁
Digital Agency